

## 会費滞納に伴う、除名、ならびに、機関紙発送停止について

平成 24 年 12 月 1 日

1. 会員が 3 年分の会費を滞納している場合は、最終督促通知を発送し、それでも納入が為されない場合は、会則に従い、理事会の議を経て、除名とする。  
また、会員が 2 年分の会費を滞納している場合は、機関紙の発送を停止する。

2. 除名、機関紙停止の手順は、以下の通りとする。

(1) 事務局は、1 月に全会員の会費納入状況を確認し、2 年分の会費を滞納している会員のリストを作成し、会員委員会 委員長に報告する。

(2) 事務局は、会員委員会 委員長への滞納会員の報告と同時に、該当会員への機関紙の発送停止の手続きを行う。また、2 月中に、当該会員への最終督促通知（会費の支払いがない場合には除名する旨、機関紙を発送を停止した旨を含む通知）を行う。

(3) 事務局は、4 月末に、最終督促通知を行った後にも会費を滞納している会員（3 年分の会費を滞納している会員）のリストを作成し、会員委員会 委員長へ報告する。

(4) 会員委員会 委員長は、5 月の理事会で、3 年分の会費を滞納している会員を、除名候補者として報告する。報告の際、各理事へ、除名候補者への連絡と支払いへの協力を要請する。

(5) 事務局は、8 月末に、3 年分の会費を滞納している会員を最終除名候補者リストとして取りまとめ、会員委員会 委員長へ報告する。

(6) 会員委員会 委員長は、9 月の理事会にて最終除名候補者リストをもとに除名処分の審議を付議する。理事会の審議により、除名者を決定する。

(7) 事務局は、理事会の審議結果に基づき除名手続きを進め、9 月末までに除名を完了する。

